

瀬戸内市監査委員公表第6号

令和2年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和2年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月30日

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小野 田 光

所管部署	教育委員会中央公民館
指摘事項	措置の内容
要綱等を定めてから補助金等を交付する必要があるにもかかわらず、要綱等を定めないまま補助金等を交付していたことは、適正を欠いていたと認められる。	文化があふれるまちづくり委員会負担金における対象経費について委員会と協議の上定め、令和 3 年 10 月 13 日より施行された文化があふれるまちづくり委員会会則第 11 条により、負担根拠を明示した措置を行った。

所管部署	福祉部福祉課
指導事項	措置の内容
補助金の適正な執行のため、瀬戸内市保健福祉団体等補助金交付要綱に交付の対象となる事務又は事業の内容等を明確に規定する必要があると認められる。	<p>次の補助金交付要綱を、令和 4 年 4 月 1 日に制定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内市社会福祉協議会補助金交付要綱 ・瀬戸内市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱 ・瀬戸内市遺族会補助金交付要綱 ・瀬戸内市更生保護女性会補助金交付要綱 ・瀬戸内市保護司会補助金交付要綱